

会 議 要 旨

会 議 の 名 称	令和 8 年度第 3 回川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分まで
開 催 場 所	川越市総合福祉センター オアシス 3 階 社会適応訓練室
出席者（委員） 氏 名（人数）	1 8 名
欠席者（委員） 氏 名（人数）	なし
事 務 局 職 員 名	市 ： 福祉部長、福祉部副部長兼福祉推進課長、 福祉推進課職員、高齢者いきがい課職員 市社協：事務局長、地域福祉課副課長、地域福祉課職員
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 次期「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」の策定について 4 その他 5 閉 会
配 布 資 料	資料 1 第 2 回地域福祉専門分科会資料にかかる意見 資料 2 第五次川越市地域福祉計画（みんなでつくる福祉のまち川越プラン）骨子案【R8. 8. 26 修正版】 資料 3 次期計画の全体像【R8. 8. 26 修正版】 資料 4 次期計画素案 第 1 章～第 3 章 資料 5 次期地域福祉計画 施策体系・事業・活動指標一覧(案) 資料 6 成果指標(アウトカム指標)について 資料 7 第二次川越市再犯防止推進計画【素案】 資料 8 第二次川越市成年後見制度利用促進計画【素案】

議 事 の 経 過	
〈凡例〉 ■正・副 議長 ●委員 ⇒事務局 ●委員 A	1 開 会 ○過半数の委員出席(18名中18名)による会議の成立の報告 ○会議資料の確認 ○会議公開についての承認 ⇒ 異議なし ○傍聴希望者の確認 ⇒ なし 2 議 題 (1)会長 ○会長挨拶 (2)「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」の進行管理について ○資料1～3に基づき、事務局から説明。 ○資料4～6に基づき、事務局から説明。 ○資料7に基づき、事務局から説明。 ○資料8に基づき、事務局から説明。 (注記1)資料3 次期計画の全体像【R8.8.26 修正版】について、一部印刷に不備があったため、当日配布した資料に差替。 (3)その他 (質疑等) <資料1～3 関係> 質疑なし <資料4～6 関係> ●三つ質問をしたい。 【質問1】 資料4の10ページにあるPDCAサイクルについて、どの部分から始めているのか分からない。「DO(実行)」から始めるのではなく「CHECK(評価)」から行うようにしてほしい。今回の計画策定では、PDCAのどこから始めるのか。

⇒事務局	⇒1回目と2回目の会議にて現計画の振り返りを実施していることから、「CHECK（評価）」と「ACTION（改善）」から始めている。次に「PLAN（計画）」で次期計画を策定し、「DO（実行）」で資料5にあるような指標を基に各課で実行する。
●委員 A	●【質問2】 資料5の施策体系と具体的事業に記載のある担当課とは、関連する資料を持ち合わせての情報交換や交流を行っているか。
⇒事務局	⇒関係各課で構成する庁内検討会議(プロジェクトチーム)にて情報交換を実施している。本資料5も同会議にて、関係各課への確認を行った。
●委員 A	●【質問3】 資料6に記載のある基準値とは何か。これは努力目標値なのか、それとも必達目標値なのか。また、何を基準として目標値を決めているのか。
⇒事務局	⇒昨年度実施した第5次川越市地域福祉計画等策定に係る基礎調査の結果が基準値となっている。この指標の数値を資料5に記載されている活動で増やすことを目標としている。
●委員 A	●資料6の1-1にある基準値について、実績が基準値63.6%を下回るとどうなるのか。
⇒事務局	⇒現状で基準値のみを設定しており、目標値を設定することも検討する。また、基準値を下回った際の対応として、基準値を下回った対象項目について「CHECK（評価）」から始めることで対策を検討する。
■議長	■評価の尺度設定は難しい。内部でも確認をしながら進めてもらいたい。
●委員 B	●資料4の16ページ「犯罪の発生状況」について意見したい。資料7に記載があるように、刑法犯総数は、平成16年以降右肩下がりで減少傾向にある。同時期に再犯数も減少しているが、犯罪検挙率よりも減少率が小さいため、再犯率の数値は減少していない。国の再犯防止の推進について、令和7年版の白書に

	第二次再犯防止推進計画の中にも地域による包摂の推進や地域でしっかりと受け止めていくという方針が求められている。掲載資料では、罪を犯した人の約半数が再犯するというネガティブなイメージになることが予想される。また、地域の中で冷たい視線にあうことや相談者がいないことに孤独を感じ、再犯となる事例もある。再犯防止の観点から隣人に目を向ける気持ちを示すためにも、掲載資料の見直しの検討を進めてもらいたい。
■議長	■委員のご意見を参考に、再考できる点は検討をお願いします。
⇒事務局	⇒表示データについて再考する。
●委員 C	●資料4の5ページにある「今後の国の動向」では、地域福祉に関連する内容として、4分野の中にも高齢の地域づくり、こども・子育ての居場所づくり、障害者福祉の地域生活支援がある。資料5では、担当課が単独で事業を進めるわけではないことを理解しているが、縦割りの構造のようになっている。これは、資料作成上のこともあるため、仕方のないことは理解している。 地域福祉計画の役割とは、「高齢の地域づくりでは何が必要でこどもの居場所づくりでは何が必要」といった地域を基盤として、調整やマネジメントを担うことで課題を捉えなおすことであると考えている。プロジェクト会議を含めた検討の中で分野を超えた課題の捉えなおしに配慮していると思われるので検討内容などを紹介してもらいたい。
⇒事務局	⇒プロジェクトチームでは、主に指標について検討している。 分野を超えた地域づくりの検討については、本資料に反映できていないが、都市計画課が新たにプロジェクトチームに加わっている。都市計画課の文化インキュベーション施設「コエトコ」では、地域の高齢者が地域で活躍できる取組を実施し、実績を作り始めている。具体的には、地域の高齢男性がパン作りを通じて「パンじい」として地域のイベント等でパンを振る舞う取組などがある。
■議長	■野村委員の意見は、地域福祉計画が各福祉計画の上位計画に位置づけられ、重層的支援体制整備事業のもと、総合的かつ横断的に見る必要があるという指摘である。また、事務局のまちづくりの取組と市の総合計画との整合性を持つことも重要である。総合計画における福祉との関連性を整理し、検討会議の中

	で施策を実施する際に共同できるものを整理しながら進めることを検討してもらいたい。
■副議長	■資料５の４ページにある要支援者の避難支援体制を推進について、民生委員は、市から避難行動要支援者名簿と高齢者リストを借りている。私の担当地区では、避難者の約７割は高齢者、約３割は障害者であり、高齢者からの支援体制の要望が多い。要支援の申出をしている方を市全体でどの程度把握するのかを決めることが必要である。また、この実態を把握し、市役所内で横の連携をとってもらいたい。名簿についても各課から別々の様式で提供されるため、民生委員は名簿を照らし合わせて確認しなければならない。横の連携を今後の課題として検討してもらいたい。
⇒事務局	⇒関係課との横の連携強化に取り組みたい。
●委員Ｃ	●資料５の４ページにある「要支援者の避難体制を推進」について、対象の要支援者以外に難病などの理由で届出の申請を行うことが困難な方がいる。このような方は、実際に災害が起きた際に支援が必要であり、課題も大きいことが想定される。このようなケースに対応するためには、市の横断的な連携が必要である。 また、地域での対応は、民生委員だけでは対応が困難であり、個別避難計画に多くの住民が参画できるような仕組みづくりが必要である。私の地域では、要支援者の方が自身で避難協力者を記載し、提出をする仕組みとなっている。このような仕組みを成立させるためには、日常で地域の付き合いが必要であり、地域の付き合いを盛り上げていくような地域づくりができていなければ個別避難計画をつくることができない。地域を充実させる具体的な行動を計画策定の過程で盛り込めるようにプロジェクトチーム等で取り上げてもらいたい。
●委員Ｄ	●自治会では、防災危機管理室と覚書を交わし、要支援者名簿を持っている。なお、要支援者名簿を持つかどうかは、自治会により異なる。要支援者名簿については、毎年更新している。
■議長	■全市的に取り組んでいく際には、自主防災組織が全自治会にないという課題もある。また、横断的な連携については、高齢分野(ケア会議)、こども分野(要保護児童対策地域協議会)、

■副議長 ●委員 E ⇒事務局 ●委員 F	障害者分野（支援協議会）等の担当課と連携し、実情を把握することで、どのように計画に落とし込めるのか検討を進めてもらいたい。 <資料 7 > 質疑なし <資料 8 > ● 2 ページの「改正法への対応」に関連して、成年後見制度では、これから「補助制度」に一本化されることが法律改正で決定し、2028 年度から実施されることとなっている。その中で、受ける側の立場に立つことが基本となる。現状では、対象者に認知症の疑いがあると地域包括支援センターからケアマネジャーが来る。すると、対象者は認知症であるという態度を見せないが、ケアマネジャーがいないところで認知症の様子がある。法律の改正を市民に分かりやすく周知することで、成年後見制度の利用につながるのではないかな。 ● 市長申し立てについて、地域包括支援センターから相談をするが、市長の判断が出るまでに時間がかかる。市役所の担当人員が増えれば解決できる問題なのか、状況を教えてもらいたい。 ⇒成年後見制度を受ける側の立場に立つことについては、今後の法改正の内容を市民の方々に知ってもらえるように取り組んでいく。なお、成年後見制度の周知については、落語などを取り入れた公開講座を開催している。 市長申し立てに時間がかかる理由については、相談件数が多く、市の面接や戸籍調査、診断書に係る病院とのやりとり等に時間がかかることがある。現状、アセスメントや書類作成などの一部業務を社協（川越市成年後見センター）と連携することで、業務の効率化を図っている。今後も引き続き市長申し立てにかかる時間を短縮できるように取り組む。 ● 成年後見制度について、財産の保全や本人の意思に沿った財産の使用をどのように実現するべきであるかが課題である。例として、90 歳の高齢者が自身の財産を自身のために使用したいと思うことは少ないと考えられる。多くの方が孫や子供に困ったことがあった際に助けてあげられるように貯金している。そのような状況で後見制度を利用すると孫や子供にお金を使いたくても使うことができないことが当事者の懸念となっている。
---	---

⇒事務局 ■議長	今後の制度改正に伴い、改善することがあれば周知をしてもらいたい。 (3)その他 ⇒第3回会議の意見は、9月11日(金)までに福祉推進課に提出。書式は自由形式。 ○次回開催日時は、10月20日PM2時から川越市総合福祉センターオアシス3階適応訓練室(会議室)にて行う。 ■議事が終了したので、閉会とする。 〔15時30分終了〕
------------------------	--